

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人A k i t a A s t e r s と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、秋田県全域を星の聖地にして地域活性化を図るために、地域の人々の理解を得ながら星の聖地化に向けての計画・準備・運営を円滑に進めることを目的として、次の事業を行う。

1. 観光及び星に関する全てのイベント実施に関する事業
2. 星の案内人の育成及び手配に関する事業
3. 観光コンテンツの開発及び商品化に関する事業
4. 天体観測全般に関する事業
5. 地域企業との協業を図るための商品開発並びに販路拡大に関する事業
6. 地域活性化に寄与する事業
7. 観光及び星に関する出版物の発行
8. 地方公共団体その他公共的団体から委託される観光施設の管理運営、観光事業及び物品販売に伴う受託事業
9. 地方公共団体その他公共的団体、観光関連団体及び事業者との連絡調整
10. 旅行業法に基づく旅行業に関する事
11. 前各号に係る収益事業に関する事
12. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を秋田県にかほ市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に監事を置く。

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 この協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員

- ① 一般会員 この協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- ② 法人会員 この協会の目的に賛同して入会した法人格を持つ団体
- (2) 特別会員 この協会の事業に関係ある官公署及び団体の役員並びに学識経験を有する者及び協会に功労があった者で理事会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 この協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする個人又は団体は、別に定める当協会の所定の様式により申し込みを行い、社員総会の承認を受けなければならない。

(会費等)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第10条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- (2) 死亡又は解散
- (3) 総社員の同意
- (4) 除名
- 2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前条の場合のほか、会員は、年会費の支払い義務を1年以上履行しなかったときは、その資格を喪失する。

- 2 会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金は返還しないものとする。

第3章 総 会

(構成)

第12条 総会はすべての正会員をもって構成する

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(招 集)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、5名以内とする。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第21条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第22条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1人を選定するものとする。

(理事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 監事

(監事の員数)

第25条 当法人の監事の員数は、1名とする。

(監事の選任の方法)

第26条 当法人の監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(監事の任期)

第27条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第28条 監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第30条 代表理事又は理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第31条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第32条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 当法人は、総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第36条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

秋田県にかほ市平沢字町田40番地7

菊 地 円

秋田県にかほ市平沢字町田40番地7

菊 地 孝 一

(設立時の役員)

第37条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 菊 地 円

設立時監事 菊 地 孝 一

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年12月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第39条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。